

第5節 ごみ処理基本計画

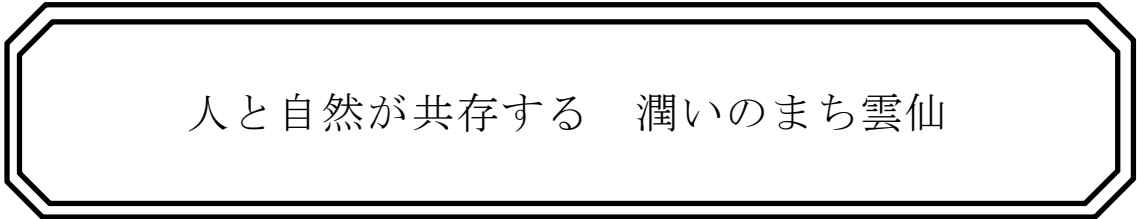
1. ごみ処理の基本理念

本市では、全市民が環境問題に向き合い、地球温暖化問題や廃棄物問題などの解決に向け取り組んでいく決意として、平成24年に「雲仙市環境都市宣言」を行いました。

その後も環境施策に積極的に取り組み、本市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進するため、平成27年3月に雲仙市環境基本計画を策定しており、その中で本市の目指すべき環境像を設定しております。

雲仙市環境基本計画においては、自然とのふれあいを通じて、市民一人ひとりが心の豊かさを感じながら、みんなで協働して市民生活や都市活動を環境にやさしいスタイルに積極的に変革し、次世代へ継承していく、環境と共生する先進的な都市づくりに取り組んでいくこととし、「人と自然が共存する 潤いのまち雲仙」を本市の目指す環境像として設定しました。

本計画では、かけがえのない豊かな自然を子や孫に引き継ぐため、「雲仙市環境基本計画」を踏襲し、基本理念を次のとおり設定します。



人と自然が共存する 潤いのまち雲仙

2. ごみ処理の基本方針

基本理念を実現するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムを見直し、循環型社会の構築を図る必要があります。

循環型社会の構築では、再生利用（リサイクル）を進めるだけでなく、大量廃棄が大量リサイクルに変わるだけにならないよう、発生抑制（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）を積極的に行い、再生利用（リサイクル）を含めた4Rをこの優先順位で推進することが必要です。

本計画においては、基本理念を実現するために基本方針を次のように定め、「ごみ減量化・資源化目標値の設定」で設定した目標値を達成すべく、各種施策を実施します。

基本方針1：市民、事業者、行政による協働の推進

市民、事業者、行政がそれぞれ役割と責任を果たすことにより、持続可能な循環型社会の構築を図ります。

基本方針2：ごみの発生抑制、排出抑制の進んだまちづくり

市民の購買・消費、事業者の生産・流通・販売といった一連の経済活動のなかで、ごみの発生抑制、排出抑制が図られる仕組みをつくります。

基本方針3：再使用、再生利用の進んだまちづくり

市民の消費・廃棄、事業者の生産・流通・販売・廃棄といった一連の経済活動のなかで、不要となったものはできる限り、再使用、再生利用を進める仕組みをつくります。

基本方針4：循環型社会にふさわしいごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の各処理過程において、リサイクルを進め、環境負荷の低減を図るとともに、ごみ処理経費の削減に努めます。

3. ごみの減量化・資源化計画

(1) 4 Rの推進

1) 4 Rの推進による循環型社会のイメージ

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、発生抑制（Refuse）、排出抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の順に行う4 Rを推進していきます。そして、4 Rを推進することにより、最終処分の量を限りなくゼロに近づけます。

4 Rの推進による循環型社会のイメージを図 2-14 に示します。

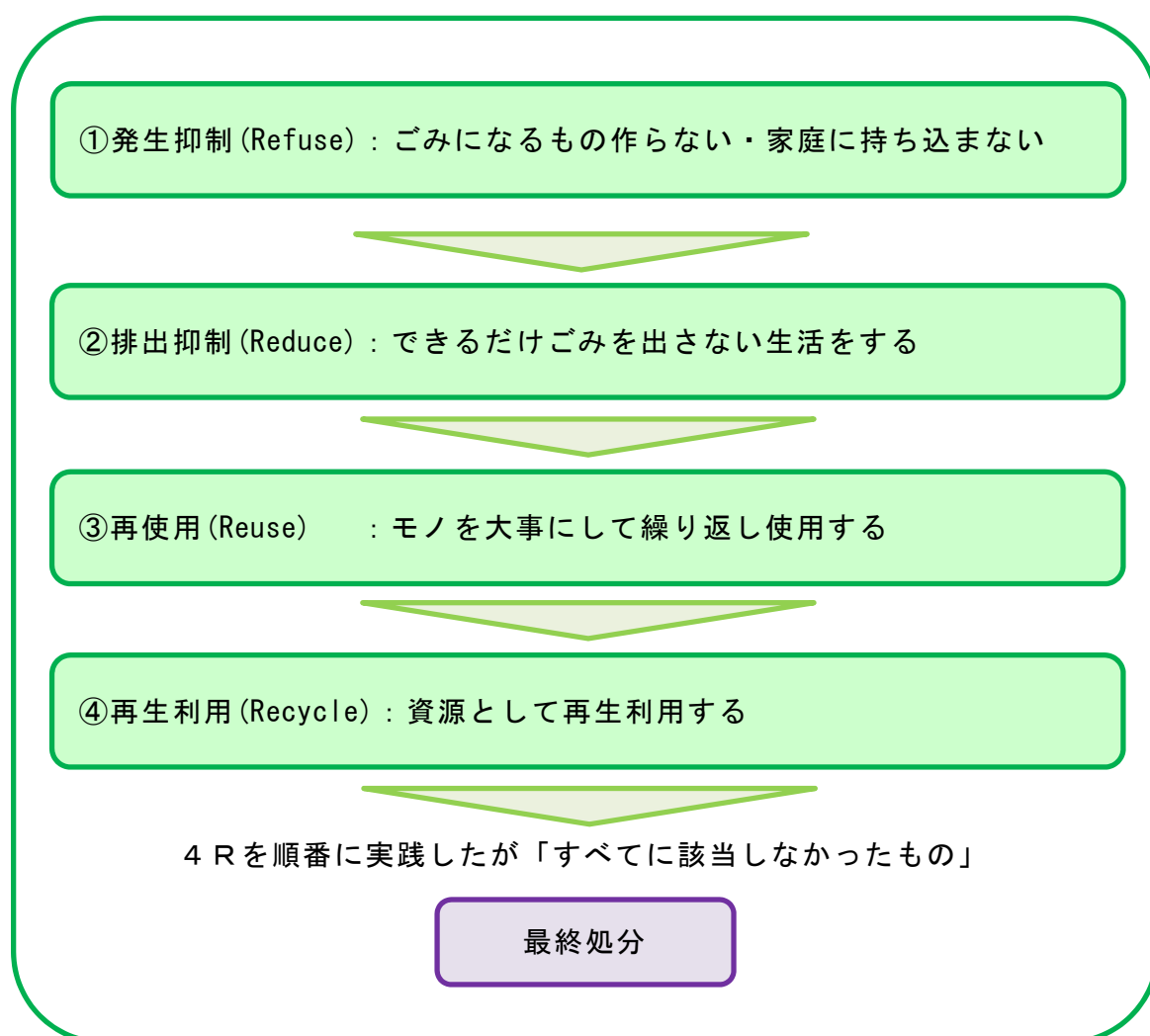


図 2-14 循環型社会のイメージ

2) 市民・事業者・行政の協働取組

市民・事業者・行政の3者が一体となって協働体制を構築し、4Rを推進することにより、循環型社会の構築並びに地域の環境保全対策の推進を目指します。

- ◆市民、事業者、行政が協働して活動・情報交換を行う場の設立や活動拠点の整備・協働運営等を推進し、循環型社会の構築に向けた仕組みづくりを行う。
- ◆「環境学習会の開催」、「3者共同による環境美化活動」等の実施により、一般廃棄物処理に関する問題を共有し、意識の高揚を図る。
- ◆スーパーマーケット等の小売店に、包装の簡素化やトレイ・ペットボトル等の自主回収の協力依頼を行う。
- ◆買い物袋（マイバッグ）持参運動の推進並びに小売店でのレジ袋の削減を推進する。
- ◆市民、事業者、行政が一体となって不法投棄に対する監視体制を構築し、環境の保全に努める。

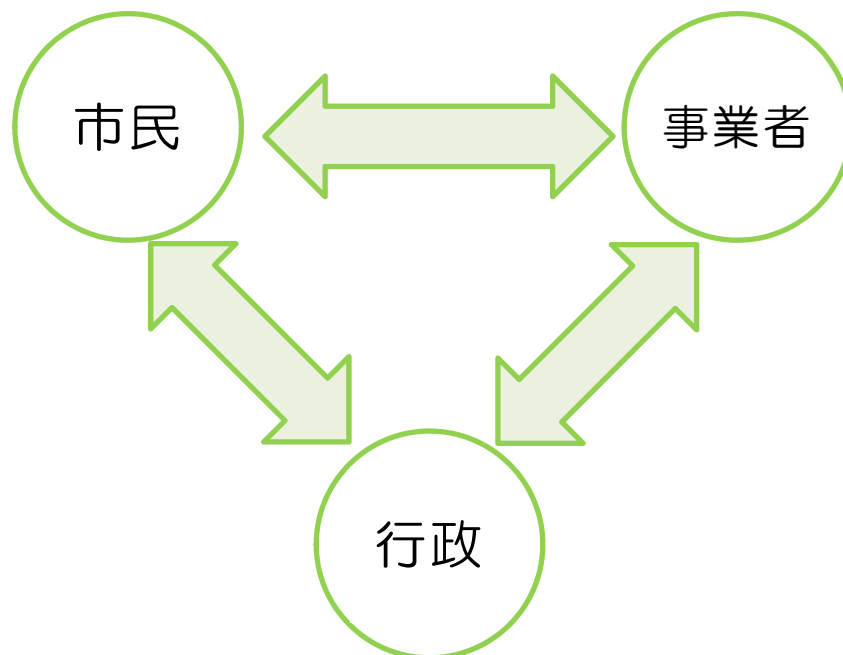


図 2-15 市民・事業者・行政のパートナーシップと協働

(2) 市民の役割

市民の役割としては、自らがごみの排出者であることの自覚を持ち、ごみを減らし、ごみを極力出さない環境配慮型の生活スタイルへの転換が求められます。市民が実践する4R活動を表2-21に示します。

表 2-21 市民が実践する4R活動

項目	活動内容
発生抑制 (Refuse)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋を断る。 ◆ マイ箸の持参等により、弁当等の購入の際に割り箸・スプーンなどを断る。 ◆ 食品は量り売りやばら売りの商品、簡易包装商品を積極的に選ぶ。 ◆ 必要な物、必要な量だけ購入し、余分な物を買わない。 ◆ 使い捨て商品の購入を控え、より長く使えるものを購入する。
排出抑制 (Reduce)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 食材の買い過ぎや料理の作りすぎに注意する。 ◆ ティッシュペーパーをふきんの代わりに使用せず、布のふきんを使用する。 ◆ 生ごみは十分に水切りを行って排出する。 ◆ 生ごみは生ごみ処理機などを利用し、堆肥として活用する。
再使用 (Reuse)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 壊れたものはできる限り修理し、長く使う。 ◆ ビール等のお酒などは、再使用できるリターナブル容器入り商品を選ぶ。 ◆ 詰め替えが可能な商品の購入に努める。 ◆ 古くなった布類などは、家庭で雑巾として再利用する。 ◆ レンタル、リース、中古品を積極的に利用する。
再生利用 (Recycle)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 汚れた資源ごみは洗い、決められた収集日時に排出する等のごみの分別・排出ルールを守り、資源回収の向上に協力する。 ◆ 「エコマーク」や「グリーンマーク」等の環境マークのついた商品や再生品の購入等に努め、資源の循環促進に寄与する。 ◆ 再生利用できるものは、店頭回収等を積極的に利用する。 ◆ 家電リサイクル法対象製品は、小売業者に引取りを依頼する等、本市が指定した方法で排出する。 ◆ 使用済パソコン、使用済自動二輪車は、メーカー等の自主回収を利用する。

(3) 事業者の役割

事業者の役割としては、ごみの発生抑制・資源化・減量化に努め、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが求められます。また、再生しやすい商品・包装材の開発や販売を行うとともに、積極的な資源回収への協力を行うことが求められます。事業者が実践する4Rの活動を表2-21に示します。

表 2-22 事業者が実践する4R活動

項目	活動内容
発生抑制 (Refuse)	<ul style="list-style-type: none"> ◆小売店では買い物袋(マイバッグ)の持参に協力し、レジ袋の削減に努める。 ◆商品の簡易包装化を推進し、過剰包装によるごみの発生を抑制する。 ◆多量排出事業者は、事業系ごみの減量に関する計画の作成等を行い、一般廃棄物の減量・資源化の推進に努める。
排出抑制 (Reduce)	<ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物ができる限り発生しない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物排出量の削減に努める。 ◆製品の長寿命化及び省資源化に関する開発を推進する。 ◆書類の電子化や、コピー用紙の両面使用などにより、オフィスでの紙ごみの排出量を削減する。
再使用 (Reuse)	<ul style="list-style-type: none"> ◆再使用可能な梱包材は、事業所間などで交換して再使用する。 ◆ファイル等の繰り返し使える事務用品は、再利用に努める。 ◆製品等の修理体制を確保する。
再生利用 (Recycle)	<ul style="list-style-type: none"> ◆リサイクル製品の利用を積極的に行い、販売店においては再生品コーナーを設けるなど、再生品の普及に努める。 ◆古紙類については、再生可能な古紙の分別を徹底し、古紙再生資源業者への引取りによる資源化に努める。 ◆事業系の生ごみについては、堆肥化によるリサイクルを行う等、減量化・資源化に努める。 ◆空き缶、牛乳パック、食品容器、小型家電等の店頭回収を実施する。 ◆「エコマーク」や「グリーンマーク」等の環境マークのついた商品や再生品の購入等に努め、資源の循環促進に寄与する。

(4) 行政の役割

行政の役割としては、4 Rの推進に関する行動を自ら率先して行うとともに、循環型社会の構築を推進するために必要な施策の実施を行うことが求められます。

1) 循環型社会の構築を推進するために必要な施策の実施

① 啓発・広報活動の充実

市のホームページや広報等を通じて、家庭教育や事業活動において発生するごみ量や処理の実態等の情報提供や、過剰包装を断る習慣づけ、買い物際にはマイバックを持参するような4 R活動のPRを実施します。

また、住宅の管理者や所有者を通じて指導を行うことで、転入者への意識向上を図るとともに、転入者に対しては「ごみの分け方・出し方ルールブック（図2-16参照）」を配布し、ルールの周知を図ります。



図 2-16 ごみの分け方・出し方ルールブック

② 環境教育・イベント・キャンペーンの実施

施設見学会や体験学習を実施し、ごみ処理に関する教育・啓発活動の充実を図るとともに、市民や事業者に対し、ごみ分別や減量、資源化に関する懇談会や学習会を開催することにより、4 Rに関する教育・啓発活動の充実を図ります。

市内の美化活動を促進するとともに、生ごみひとしぼり運動やレジ袋削減キャンペーンなど新規のイベントやキャンペーンを市民、事業者と協働して実施し、4 Rに関する興味を促します。

③ コンポスト容器等の導入促進

コンポスト容器等の使用者の声を市民に伝えるなど、コンポスト容器補助制度のPRによる普及を促進します。

④ ごみ減量店の推進

使用済製品・容器の回収等、ごみの減量化・資源化への取り組みを行っているごみ減量推進店を市民にPRし、積極的な利用を進めます。

⑤ グリーン購入の促進

リターナブル製品や再生資源を利用した製品、エコマーク（図 2-17）付きの商品の利用などグリーン購入を促進します。



出典：公財団法人 日本環境協会エコマーク事務局 web ページ

図 2-17 エコマーク

⑥ 分別の徹底による再生利用の強化

「第 4 節 ごみ減量化・資源化目標値の設定」で設定した目標値を達成するためにはごみの分別の徹底が不可欠です。組成調査を実施することによって可燃ごみや不燃ごみ中に含まれている資源化可能なごみの割合を把握し、その割合を広報することによって分別の徹底を推進します。

また、さらなる再生利用促進のため、資源として分別する品目の追加を検討します。

市民に対しては、「ごみの分け方・出し方ルールブック」「雲仙市環境カレンダー〇〇町用」を継続して作成し、分別の指導を行います。

事業者に対しては、収集運搬業許可業者を通じ、ごみの搬入時に分別の指導を行います。

⑦ 環境監視員等の制度の強化

環境監視員制度の充実を図るとともに、毎年の目標を定め、市民と協働してストックハウスの管理や不法投棄ごみの監視などに取り組みます。

⑧ 多量排出事業者への減量、資源化への指導

事業系ごみの減量及び適正処理を図るために、県央県南広域環境組合と協力して多量排出業者に対するごみ搬入検査を強化するとともに、ごみの排出抑制、分別の徹底及び適正な排出を指導します。

⑨ 保健環境連合会等と連携した地域ネットワークの強化

地域団体が行うごみの発生抑制や減量化・資源化に関する活動を支援し、団体間や団体と行政との連携を深めます。また、地域団体と行政が協働できる場の育成を図ります。

2) 中間処理による適正な資源化の推進

① 県央不燃物再生センターにおける資源化の推進

不燃物再生センターに搬入される資源の分別収集の適正化を図るとともに、処理効率を向上させるなどして、資源回収量の増加に努めます。

② 県央県南クリーンセンターにおける資源化の推進

西部リレーセンター、県央県南クリーンセンターに搬入される資源の分別収集の適正化を図るとともに、処理効率を向上させるなどして資源回収量の増加に努めます。

4. ごみの収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

家庭系ごみの収集・運搬は、本市の委託業者（一部資源ごみは直営）により行っています。また、事業所から排出される事業系ごみの収集・運搬は、事業所自らが運搬、または本市が許可した業者により行っています。今後も、処理・処分及び再生利用の方法等を勘案した上で、ごみの分別区分に応じた適正な収集・運搬体制を確保していくこととします。

(2) 収集・運搬の方法

家庭系ごみの収集・運搬は、現状と同様に直営・委託業者により行うこととします。また、事業所から排出されるごみの収集・運搬は、事業者自らが運搬、または本市が許可した業者により行うこととします。

(3) 収集・運搬量

計画目標年度における分別区分ごとの収集・運搬量（直接搬入含む）を表 2-23 に示します。

表 2-23 収集・運搬量（直接搬入含む）

	実績		中間目標年度		最終目標年度	
	平成28年度		平成34年度		平成39年度	
	t/年	t/日	t/年	t/日	t/年	t/日
家庭系ごみ排出量	9,428	25.8	8,585	23.5	7,949	21.8
収集	8,942	24.4	8,142	22.3	7,539	20.7
可燃ごみ	7,881	21.5	6,696	18.3	5,772	15.8
不燃ごみ	536	1.5	448	1.2	375	1.0
資源ごみ	511	1.4	985	2.7	1,380	3.8
その他ごみ	14	0.0	13	0.0	12	0.0
直接搬入	486	1.3	443	1.2	410	1.1
可燃ごみ	464	1.3	423	1.2	391	1.1
不燃ごみ	22	0.1	20	0.1	19	0.1
事業系ごみ排出量	5,615	15.3	5,113	14.0	4,734	13.0
収集	5,523	15.1	5,029	13.8	4,656	12.8
可燃ごみ	5,523	15.1	5,029	13.8	4,656	12.8
直接搬入	92	0.3	84	0.2	78	0.2
可燃ごみ	90	0.2	82	0.2	76	0.2
不燃ごみ	2	0.0	2	0.0	2	0.0
ごみ発生量合計	15,043	41.1	13,698	37.5	12,683	34.7
収集量 計	14,465	39.5	13,171	36.1	12,195	33.4
直接搬入 計	578	1.6	527	1.4	488	1.3

※1日当たりのごみ処理・処分量は閏年を考慮。

(4) ステーション収集の適正利用

ごみステーション（集積所）の適正利用を図るため、収集品目と収集日の調整を含め、ステーション設置の基本ルールを検討します。また、合理的な収集路線とカゴ整備の促進を検討するほか、パッカー車等の経済的な管理方法を検討します。

(5) ストックハウス収集の浸透

市民へのストックハウス利用の啓発を行い、利用率を向上させます。併せて、平日利用を検討します。

また、ストックハウスでの再生利用の促進のため、資源として分別収集する新たな品目の追加の必要性を検討します。

(6) 分別排出の徹底

「ごみの分け方・出し方ルールブック」「雲仙市環境カレンダー〇〇町用」を継続して作成し、分別排出の指導を行い、可燃ごみ中の資源物の混入率を減少させます。

また、事業者に対しては、収集運搬業許可業者を通じ、ごみの搬入時に分別排出の指導を行うことにより、可燃ごみ中の資源物の混入率を減少させます。

なお、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19 年 6 月）及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）において、標準的な分別区分として次頁表 2-24 に示す 3 種類（類型Ⅰ～Ⅲ）が整理されています。

現在、本市の分別収集区分は類型Ⅲの分別区分となっています。

(7) 容器包装廃棄物の適正リサイクル

容器包装廃棄物が適正に排出されるよう啓発を徹底します。

(8) ごみ収集委託業者への指導・啓発

市が委託してごみを収集する業者等に対して必要に応じて研修会等を開催し、法令に基づいた適正な処理を推進します。

表 2-24 標準的な分別区分

類型	標準的な分別収集区分			現区分	
類型Ⅰ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。	-	
		①-2 ガラスびん			
		①-3 ペットボトル			
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）				-
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）				
	⑥ 燃やさないごみ				
	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ				
⑧ 粗大ごみ					
類型Ⅱ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）	-	
		①-2 ガラスびん			
		①-3 ペットボトル			
		①-4 プラスチック製容器包装			
		①-5 紙製容器包装			
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）				-
	④ 小型家電				
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）				
	⑥ 燃やさないごみ				
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ			-		
⑧ 粗大ごみ					
類型Ⅲ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）	○	
		①-2 ガラスびん		○	
		①-3 ペットボトル		○	
		①-4 プラスチック製容器包装		○	
		①-5 紙製容器包装		○	
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			○	
	③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス			○	
	④ 小型家電			○	
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			○	
	⑥ 燃やさないごみ			○	
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ			○		
⑧ 粗大ごみ			△		

※○：実施している分別区分、△：本市の分別区分にはないが処理を行っている区分

5. ごみの中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

現在、可燃ごみは県央県南クリーンセンターで溶融処理を行っており、不燃ごみ及び資源ごみについては、民間施設や県央不燃物再生センターで選別・資源化処理を行っています。

今後ごみの減量化・資源化、適正処理を推進するとともに、老朽化に伴うごみ処理費用の増大や周辺環境保全に対応すべく、広域処理を前提とした新たな処理施設整備について検討していくこととします。

(2) 県央県南クリーンセンターの更新

県央県南クリーンセンターは、平成29年には稼働後15年になり、更新や延命かを検討する時期が近づいていることから、今後の方針を検討する際には組合と協力して施設の整備に関する計画を行います。

(3) 県央不燃物再生センターの更新

県央不燃物再生センターは稼働後20年以上が経過しており、更新や延命化を検討する時期が近づいていることから、今後の方針を検討する際には組合と協力して施設の整備に関する計画を行います。

(4) 中間処理量

計画目標年度における各施設の中間処理量を表2-25に示します。

表 2-25 中間処理量

	実績		中間目標年度		最終目標年度	
	平成28年度		平成34年度		平成39年度	
	t/年	g/人日	t/年	g/人日	t/年	g/人日
ごみ発生量合計	15,043	903	13,698	874	12,683	850
焼却処理量	14,026	38.3	12,291	33.7	10,953	30.0
クリーンセンター	14,026	38.3	12,291	33.7	10,953	30.0
資源化処理量	2,165	5.9	2,407	6.6	2,615	7.2
クリーンセンター	1,326	3.6	1,162	3.2	1,036	2.8
不燃物再生センター	547	1.5	698	1.9	820	2.2
ストックハウス	292	0.8	547	1.5	759	2.1
資源化率	14.4%		17.6%		20.6%	

※1日当たりのごみ処理量は閏年を考慮

※資源化率＝資源化処理量÷ごみ発生量合計

6. ごみの最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

本市の最終処分は、諫早市が運営する一般廃棄物最終場へ搬入しています。残余容量が多く、引き続き使用していくものとし、将来的には新たな最終処分場の整備について検討します。

(2) 最終処分量

計画目標年度における最終処分量を表 2-26 に示します。現状と同様に、最終処分の対象は不燃物再生センターからの不燃残渣のみとします。

表 2-26 最終処分量

	実績		中間目標年度		最終目標年度	
	平成28年度		平成34年度		平成39年度	
	t/年	g/人日	t/年	g/人日	t/年	g/人日
ごみ発生量合計	15,043	903	13,698	874	12,683	850
最終処分量	170	0.5	155	0.4	145	0.4
不燃物再生センターからの不燃残渣	170	0.5	155	0.4	145	0.4
最終処分率	1.1%		1.1%		1.1%	

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ発生量合計

※1日当たりのごみ処分量は閏年を考慮

7. その他の計画

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

近年は大地震や豪雨による災害も多く、平常時から災害廃棄物への対策が必要なことから、「雲仙市震災廃棄物処理計画」及び「雲仙市水害廃棄物処理計画」を統合した災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

なお、災害廃棄物処理計画の策定に際しては、災害廃棄物の仮置場の確保や災害廃棄物の発生量の検討を行います。

(2) 在宅医療廃棄物の受入の継続

本市の在宅医療系廃棄物の受入状況は表 2-27 のとおりであり、今後も受入を継続し、在宅医療廃棄物の適正処理を実施します。

表 2-27 在宅医療廃棄物の受入状況

項目	受入状況
CAPD（腹膜透析バッグ）	可燃ごみとして回収
その他ビニールバック類	可燃ごみとして回収
チューブ・カテーテル類	可燃ごみとして回収
ガーゼ・脱脂綿	可燃ごみとして回収
紙おむつ（排泄物はトイレ）	可燃ごみとして回収
注射針、注射器	受入禁止（薬局、医療機関で受入）

(3) 訪問収集事業の実施の継続

ごみステーションまでのごみ出しが常時困難な高齢者、身体障害者証の交付を受けている者、特定疾患医療受給者証の交付を受けている者であって、独居またはこれらの者のみの世帯を対象にした「高齢者等戸別収集支援事業」を今後も継続します。

(4) 不法投棄ごみ対策

不法投棄や不適正排出の防止に向けて、環境監視員等によるパトロールを強化し、監視カメラの設置、通報体制整備、不法投棄防止看板の増設などを行い、監視、指導体制を強化します。

また、市で撤去しなくてはならない箇所は早急に撤去します。

(5) 適正処理困難物等の取扱いの明確化

家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機）、パソコンについては、市では回収せず、販売店や指定引取場所で引き取りをします。

また、以下については、市が搬入する処理施設では処理できないため、購入した販売店などに引き取ってもらうか、専門の業者に処理してもらうこととします。

【市が搬入する施設では処理できないごみ】

タイヤ、ガスボンベ、消火器、農機具など、廃ビニール、電線、農薬の容器、廃油・廃ペンキ、バイク、太陽熱温水器、中身の入った缶・びん、バッテリー、エアークリナー、医療系一式、ペット用便砂、瓦・土砂、自動車用ガラス、灰、板ガラス

8. 実施スケジュール

以上に示した計画の実実施スケジュールを表 2-28 に示します。

表 2-28 実施スケジュール(1)

将来計画	中間目標 (平成 30～34 年度)	最終目標 (平成 35～39 年度)
1. ごみ減量化・資源化計画		
(1) 4 R の推進	4 R の推進	
(2) 啓発活動の充実		
1) 市のホームページ等による情報提供や広報	ごみや処理の実態等の情報提供、4 R 活動の PR	
2) 転入者への指導	管理者や所有者を通じた指導、ルールブックの配布	
(3) イベントやキャンペーンの実施		
1) 施設見学会や体験学習の実施	施設見学会や体験学習の実施	
2) 資源化に関する懇談会や学習会を開催	資源化に関する懇談会や学習会を開催	
3) 新規のイベントやキャンペーンの実施	生ごみひとしぼり運動やレジ袋削減キャンペーンなどの実施	
(4) コンポスト容器等の導入促進	コンポスト容器等の導入促進の強化	
(5) ごみ減量店の推進	ごみ減量店の推進、市民への PR	
(6) グリーン購入の促進	グリーン購入の促進	
(7) 分別収集による再生利用		
1) 組成調査の実施	ごみ組成調査の実施、適正な排出の指導	
2) 環境カレンダー等作成の継続	環境カレンダー等の作成	
3) 事業者に対する分別排出の指導	事業者に対する分別排出の指導	
(8) 環境監視員等の制度の強化	環境監視員等の制度の強化	
(9) 多量排出事業者への減量、資源化への指導	多量排出業者に対するごみ搬入検査の強化	
(10) 保健環境連合会等と連携した地域ネットワークの強化	地域団体が行う 4 R に関する活動の支援	
(11) 中間処理による再生利用		
1) 県央不燃物再生センターでの資源化の促進 県央県南クリーンセンターでの資源化	処理効率の向上	
2) 県央不燃物再生センターでの資源化の促進	処理効率の向上	

表 2-28 実施スケジュール(2)

将来計画	前期 (平成 30～34 年度)	後期 (平成 35～39 年度)
2. ごみの収集運搬計画		
(1) ステーション収集の徹底	ステーション設置の基本ルール等の検討	
(2) スtockハウス収集の浸透	Stockハウス整備計画の作成、Stockハウスの適正配置	
(3) 分別排出の徹底	分別排出の指導の徹底	
(4) 容器包装廃棄物の適正リサイクル	適正排出の啓発の徹底	
(5) ごみ収集委託業者、一般廃棄物処理業者への指導・啓発	研修会等の開催	
3. ごみの中間処理計画		
(1) 県央不燃物再生センターの更新	施設の更新に関する検討	
(2) 県央県南クリーンセンターの更新	施設の更新に関する検討	
4. 最終処分計画		施設整備に関する検討
5. その他の計画		
(1) 災害廃棄物処理計画の策定	災害廃棄物処理計画の策定	
(2) 在宅医療廃棄物の受入の継続	在宅医療廃棄物受入の継続	
(3) 訪問収集事業の実施の継続	訪問収集事業の実施の継続	
(4) 不法投棄ごみ対策	監視、指導体制の強化	
(5) 適正処理困難物等の取扱いの明確化	適正処理困難物等の取扱い明確化	